

する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の8までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

（一）区分6	<u>923単位</u>
（二）区分5	<u>784単位</u>
（三）区分4	<u>648単位</u>
（四）区分3	<u>583単位</u>
（五）区分1及び区分2	<u>509単位</u>

(2) 福祉型短期入所サービス費(II)

（一）区分6	<u>602単位</u>
（二）区分5	<u>527単位</u>
（三）区分4	<u>318単位</u>

する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

（一）区分6	<u>903単位</u>
（二）区分5	<u>767単位</u>
（三）区分4	<u>634単位</u>
（四）区分3	<u>570単位</u>
（五）区分1及び区分2	<u>498単位</u>

(2) 福祉型短期入所サービス費(II)

（一）区分6	<u>589単位</u>
（二）区分5	<u>516単位</u>
（三）区分4	<u>311単位</u>

(四) 区分3	<u>240単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>173単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>784単位</u>
(二) 区分2	<u>615単位</u>
(三) 区分1	<u>509単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>527単位</u>
(二) 区分2	<u>279単位</u>
(三) 区分1	<u>173単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	<u>1,164単位</u>
(二) 区分5	<u>1,026単位</u>
(三) 区分4	<u>889単位</u>
(四) 区分3	<u>824単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>751単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	<u>844単位</u>
(二) 区分5	<u>770単位</u>
(三) 区分4	<u>559単位</u>
(四) 区分3	<u>483単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>413単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>1,026単位</u>
(二) 区分2	<u>858単位</u>
(三) 区分1	<u>752単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>770単位</u>
(二) 区分2	<u>521単位</u>
(三) 区分1	<u>412単位</u>
(9) <u>福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)</u>	

(四) 区分3	<u>235単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>169単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>767単位</u>
(二) 区分2	<u>602単位</u>
(三) 区分1	<u>498単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>516単位</u>
(二) 区分2	<u>273単位</u>
(三) 区分1	<u>169単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	<u>1,104単位</u>
(二) 区分5	<u>969単位</u>
(三) 区分4	<u>835単位</u>
(四) 区分3	<u>772単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>700単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	<u>791単位</u>
(二) 区分5	<u>719単位</u>
(三) 区分4	<u>513単位</u>
(四) 区分3	<u>438単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>370単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>969単位</u>
(二) 区分2	<u>804単位</u>
(三) 区分1	<u>700単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>719単位</u>
(二) 区分2	<u>475単位</u>
(三) 区分1	<u>370単位</u>
(新設)	

(一) 区分6	1,107単位
(二) 区分5	977単位
(三) 区分4	846単位
(四) 区分3	784単位
(五) 区分1及び区分2	715単位
(10) 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分3	977単位
(二) 区分2	816単位
(三) 区分1	714単位
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(I)	3,117単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,864単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,826単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(I)	2,938単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,735単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,723単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,150単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(V)	2,020単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,328単位
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)	784単位
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	240単位
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)	1,013単位
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	471単位
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(I)	784単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	240単位
注1 (略)	
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、	

(新設)	
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(I)	3,010単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,762単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,747単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(I)	2,835単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,636単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,646単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,070単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(V)	1,943単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,266単位
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)	767単位
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	235単位
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)	965単位
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	436単位
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(I)	767単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	235単位
注1 (略)	
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、	

指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは(3)に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のトに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 （略）

4 イの(4)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（指定通所支援基準第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この1において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の2～4の5 （略）

指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のホに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 （略）

4 イの(4)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「指定通所支援基準」という。）第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この1において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の2～4の5 （略）

4の6 イの(9)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)又は(8)の算定対象となる利用者については、算定しない。

(新設)

4の7 イの(10)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)、(8)又は(9)の算定対象となる利用者については、算定しない。

(新設)

5～15の2 (略)

5～15の2 (略)

15の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

15の4 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

15の5 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準

15の6 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の7 (略)

15の8 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に100単位を加算する。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算する。

16・17 (略)

2・2の2 (略)

2の3 医療的ケア対応支援加算 120単位

注1 1のイの(1)、(2)、(3)若しくは(4)の福祉型短期入所サービス費又はニの(1)若しくは(2)の共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期

を満たしていない場合であっても、減算しない。
(新設)

15の4 (略)

15の5 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

16・17 (略)

2・2の2 (略)

2の3 医療的ケア対応支援加算 120単位

注 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単

入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

2 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のイの(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

2の4 重度障害児・障害者対応支援加算 30単位

注 1のイの福祉型短期入所サービス費又はニの共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(I) 50単位

ロ 重度障害者支援加算(II) 30単位

注1 イについては、指定短期入所事業所等において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の割合に相当する支援の割合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、

位数を加算する。

(新設)

2の4 重度障害児・障害者対応支援加算 30単位

注 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算 50単位

(新設)

(新設)

注1 指定短期入所事業所等において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の割合に相当する支援の割合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たし

別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の割合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算する。

ている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に10単位を加算する。

3 注2が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

(新設)

4 ロについては、指定短期入所事業所等において、区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の割合。注5において同じ。）に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の割合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

(新設)

5 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の割合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算する。

(新設)

6 注5が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設

(新設)

基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ～リ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費若しくは(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

2～6 (略)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費若しくは(9)若しくは(10)

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ～リ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

2～6 (略)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期

の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

8・9 (略)

6・7 (略)

8 食事提供体制加算 48単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

9 緊急短期入所受入加算

イ 緊急短期入所受入加算(I) 270単位

ロ 緊急短期入所受入加算(II) 500単位

注1・2 (略)

10~13 (略)

13の2 医療型短期入所受入前支援加算

イ 医療型短期入所受入前支援加算(I) 1,000単位

ロ 医療型短期入所受入前支援加算(II) 500単位

注1 イについては、1のロを算定している指定短期入所事

入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

8・9 (略)

6・7 (略)

8 食事提供体制加算 48単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

9 緊急短期入所受入加算

イ 緊急短期入所受入加算(I) 180単位

ロ 緊急短期入所受入加算(II) 270単位

注1・2 (略)

10~13 (略)

(新設)

業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、1のイを算定している場合には、算定しない。

2 ロについては、1のロを算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、1のイを算定している場合には、算定しない。

13の3 集中的支援加算

イ 集中的支援加算(I) 1,000単位

ロ 集中的支援加算(II) 500単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

- (1) 所要時間1時間未満の場合 204単位
- (2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 305単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに101単位を加算した単位数
- (3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,514単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに99単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 973単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,019単位

注1 （略）

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

- (1) 所要時間1時間未満の場合 203単位
- (2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 303単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数
- (3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 953単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,003単位

注1 （略）

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。